

# 旧栖原家住宅（湯浅伝建地区）体験・学習プログラム開発作成業務 公募型プロポーザル実施要項

## I 公募の内容

### 1 公募の目的

当該業務は、湯浅町が整備を進めている旧栖原家住宅の来訪者に対し、既存のコンテンツや資料の展示・解説などとは別に、湯浅と醤油醸造の歴史や旧栖原家住宅の特徴などがより理解できるような体験・学習プログラムを開発し、整備するものである。当該業務では、既存コンテンツの内容や旧栖原家住宅・伝建地区の特徴を踏まえ、効果的な理解促進に繋がるプログラムについて、2D映像（動画）・紙媒体・アプリの活用・仮想体験ツール等、施設の状況や予算面、将来の維持やコスト等を考慮しつつ、幅広く柔軟に提案を求めるものである。

審査及び選考はより効果的で経済的な事業を展開するため、業務について事業者等から提案を受け、公募型プロポーザル方式により企画提案書を求め、提案内容、プレゼンテーション等の評価基準を基に総合的に評価・審査するものである。

### 2 事業の概要

#### (1) 事業名称

旧栖原家住宅（湯浅伝建地区）体験・学習プログラム開発作成業務

#### (2) 業務内容

旧栖原家住宅（湯浅伝建地区）体験・学習プログラム開発作成業務仕様書のとおり

#### (3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和4年12月28日まで

#### (4) 委託上限金額

4,500,000円（消費税及び地方消費税額相当額を含む）

#### (5) 支払方法

業務完了後の一括払い

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができるもの（提案者になろうとするもの）は、次の各事項に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）の要件に該当しないもの。
- (2) 湯浅町の競争入札等に係る指名停止措置を受けていないもの。
- (3) 会社再生法又は民事再生法に基づく更生（再生）手続き開始の申し立てをしていないもの。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）又はその利益となる活動を行う法人その他の団体ではない

- こと。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体でないこと。
  - (6) 法人その他の団体でその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者、法人以外の団体である場合にはその団体の代表者又は役員をいう。）のうちに暴力団の構成員等となっているものがないこと。
  - (7) 国税及び地方税を滞納していないもの。
  - (8) 現に多言語パンフレット作成に関する業務を実施している若しくは類似実績を有するものであって、本委託業務を適切に履行できるものであること。

#### 4 実施方法

##### (1) プレゼンテーション

令和 4年 8月 5日（金）14時00分～

場所：湯浅町役場 2階 災害対策室（予定）

提案募集×切後、提案者ごとのプレゼンテーション実施時間は、提案書に記載のメールアドレス宛に通知する。なお、所要時間は、質疑応答を10分程度予定しているため、説明を15分以内とすること。入室可能人数は3名以内とする。また、プロジェクター等説明に必要な機材については、応募者が用意すること。

新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、リモートによるプレゼンテーションを認める。希望する場合は事前に申し出ることとし、接続環境等については提案者が別途指示をするものとする。

##### (2) 審査方法

プレゼンテーション終了後、プレゼンテーションを踏まえた提案内容を審査委員会で審査する。審査委員1名の配点は100点とし、合計点数を審査委員の人数で除した点数を、評価点数とする。最高評価点数を得た提案者を契約予定業者とし、契約条件（諸条件、金額等）の協議を行い、協議が整えば随意契約により当該業務委託契約を締結する。契約締結交渉が不調の場合は、次点業者と契約締結交渉を行う。ただし、評価点数が60点未満となった提案者は選定しない。

##### (3) 審査結果

審査の結果は、審査委員会終了後、速やかに各提案者に通知を発送して行う。

審査結果に関して、異議申立ては受け付けない。

#### 5 提案内容

本プロポーザル実施要項及び『旧栖原家住宅（湯浅伝建地区）体験・学習プログラム作成業務 仕様書』に基づき、開発するプログラムの仕様、内容案、利用方法の提案、維持管理の方法やコスト等について提案すること。これらについては、すべて企画提案書に掲載するものとし、プレゼンテーションにおいては提案書と異なる内容の説明や追加資料の配布は認めない。

## 6 評価、採点

評価項目及び採点は下記のとおりとする。

項目	審査基準	採点
業務の実施内容	旧栖原家住宅や湯浅伝建地区のことを効果的に伝えるためのコンテンツ提案となっているか。	20点
	導入後の維持管理やコストなどに配慮された提案となっているか。	20点
	小中学生から高齢者、団体客から個人客まで等、様々な利用者にとって利用しやすいコンテンツであるか。	10点
	既存コンテンツ等の内容等が考慮された独自性のある提案であるか。	10点
業務実績	類似業務の経験や知見の豊富さで、本業務を効果的に遂行するために十分な業績を有しているか。	10点
業務体制	業務を的確に遂行できる体制や工程の計画を有しているか。	10点
積算の妥当性	事業内容に対して経費（見積額）は適切か。	20点
合計		100点

## 7 申込書受付期間及び場所

申込書受付期間及び場所

受付期間：令和4年7月6日（水）～令和4年7月29日（金）

※ 7月29日（金）正午 必着とする。

受付時間：役場開庁日の8時30分～17時00分

提出書類：正本1部、副本5部を紀州湯浅日本遺産協議会事務局（湯浅町 ふるさと振興課内）まで提出すること。

提出方法：郵送、持参

## 8 申込みに必要な書類

(1) 提案参加申込書（様式1）

(2) 企画提案書

- ・書式は自由、A4サイズ
- ・事業実施スケジュールや内容、実施体制等について記載すること。

(3) 類似契約実績書（様式2）

- ・書式は任意のものでも可。
- ・企画提案内容に関連する実績を記載すること。

(4) 見積書

- ・書式は自由、A4サイズ。
- ・一式計上は認めない。企画・取材・編集・データ納品・印刷費・旅費・謝金等明細を記

載すること。諸経費率は10%以内とすること。

(5) 会社概要

・事業概要がわかるパンフレットでも可。

(6) 法務局発行の登記事項証明書（全部事項証明書）のうち現在事項証明

※発行後3ヶ月以内のもの。

(7) 国税の納税証明書（その3）（未納の税額がないことの証明）

(8) 市町村税完納証明書(完納証明書を発行していない市町村については、直近2年度分の市町村  
村民税及び固定資産税の納税証明書又は直近2年度分の市町村村民税及び固定資産税の非課  
税証明書)

(9) 印鑑登録証明書（申込み前の3ヶ月以内に発行されたもの）

※ (6)～(9)の正本については、いずれも原本を提出すること。

※ 法人格を有しない者が参加する場合は、代表者にかかる証明書等に読み替えて提出すること。

※ 会社の概要等様式の指定がないものは、任意の様式で提出すること。

## 9 現地確認について

提案にあたり現地確認が必要な場合は、下記 旧栖原家住宅整備担当部局に連絡のうえ日程を調整し、現地確認を行うことができる。ただし、期間は以下の範囲内とし、現地での確認時間は2時間以内とすることとする。

期間 令和4年7月11日 ～ 令和4年7月22日（土日祝日を除く）  
9時00分～16時30分

※現在工事中であるため、希望通りの日程とならない場合がある。

旧栖原家住宅整備担当部局（連絡先）

湯浅町教育委員会 歴史文化財係

電話 0737-64-1128

メール rekishibunka@town.yuasa.lg.jp

住所 和歌山県有田郡湯浅町青木668番地1（2階 17番窓口）

## 10 その他

ア 当該募集に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

担当部局 紀州湯浅日本遺産協議会

（事務局：湯浅町 ふるさと振興課 商工観光係）

郵便番号 643-0004

住所 和歌山県有田郡湯浅町湯浅1982番地

電話 0737-64-1112

F A X 0737-22-6500

E - m a i l kanko@town.yuasa.lg.jp

イ 質問受付

受付期間：令和4年7月6日（水）～令和4年7月25日（月）

9時00分～17時00分まで

受付方法：質問がある場合は、別紙質問票（様式3）に記入のうえ、上記アに対して、持参又は FAX,E-mail で送付すること。電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

回 答：令和4年7月27日（水）までに、質問票に記載されたメールアドレスあてに E-mail で回答するとともに、紀州湯浅日本遺産協議会HP上で公開する。